

石西礁湖自然再生事業支援専門委員会 設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は「石西礁湖自然再生事業支援専門委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が石西礁湖地区において実施若しくは実施予定の自然再生事業及び関連事項について、技術的・学術的見地から指導・助言を行うことを目的とする。

（検討事項）

第3条 委員会においては次の事項を検討する。

- （ア）石西礁湖及びその周辺海域におけるサンゴ礁生態系、その他の自然環境の現況及び利用状況等に関する調査手法並びに調査結果の評価に関する事項
- （イ）石西礁湖における自然再生の技術、手法及び実施、評価に関する事項
- （ウ）環境省が作成する石西礁湖自然再生事業実施計画に関する事項
- （エ）その他、委員会の目的を達するために必要な事項

（委員会の構成）

第4条 委員会は、環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長（以下「事務所長」という。）より委員会の事務を請負う機関（以下「事務局」という。）が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 事務局は、必要と認める場合に事務所長と協議の上、委員会に委員以外の学識経験者や関係機関等の参画を求めることができる。

（座長）

第5条 委員会に座長を置き、委員の中から互選により選出する。座長は委員会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

（運営）

第6条 委員会の運営に関する事務は、事務局において行う。その他運営に関して必要な事項は委員会で決定する。

（公開）

第7条 委員会は原則として公開とする。ただし、希少種情報を含む場合など、座長が必要と認める場合にあっては、その全部又は一部について非公開とすることができる。

（附則）

第8条 この規約は平成18年 月 日から施行する。